

平成27年6月22日

管内地方裁判所長 殿

管内家庭裁判所長 殿

大阪高等裁判所長官 菅野博之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当庁に係属した民事、行政及び家事の控訴、抗告及び上告事件について、平成27年6月22日以降、法令違反又は事実誤認の理由により取り消し、破棄した判決及び決定並びに当庁の民事部の裁判体が原審裁判官に還元した方がよいと判断した判決及び決定の各写しを、毎月1か月分を取りまとめて原審裁判官の所属庁の長に参考送付することとします。支部が原審の場合には、原判決、原決定及び原審判決の各写しも併せて送付します。

また、刑事及び少年事件について、破棄した刑事事件判決（刑訴法397条2項に基づくものは除く。）及び少年事件の取消決定並びに当庁の刑事部の裁判体が原審裁判官に還元した方がよいと判断した判決及び決定の各写しを同様の方法で参考送付することとします。なお、簡易裁判所が原審の場合は地方裁判所長に送付します。

ついては、原審裁判官に判決等の写しを交付して還元していただくよう、また、異動した原審裁判官に対しても同様の取扱いをしていただくよう、よろしくお取り計らいください。

なお、昭和55年6月30日付け当職書簡による取扱いは、廃止します。

敬 具